

熊本学園大学介護福祉士養成課程履修に関する規程

(介護福祉士養成課程の設置)

第1条 熊本学園大学(以下「本学」という。)に、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく介護福祉士養成課程(以下「養成課程」という。)を置く。

(履修できる学部学科)

第2条 養成課程を履修できる学部学科は、社会福祉学部第一部社会福祉学科とする。

(資格取得)

第3条 介護福祉士試験の受験資格を取得しようとする者は、本学学則、社会福祉士及び介護福祉士法並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「指定規則」という。)に従い所定の科目及び単位を別表に示すとおりに修得しなければならない。

2 法令等の改正にともなう経過措置に係る指定科目の単位認定については、別に示す。

(履修定員)

第4条 養成課程の履修定員は20名とする。

(履修願)

第5条 養成課程の履修を希望する者は、第1年次の年度初めに設ける期間に所定の「介護福祉士養成課程履修許可願」を教職・実習課に提出しなければならない。

- 2 前項の履修許可願提出者については、介護福祉士養成課程委員会において選考のうえ結果を第1年次の年度初めに教職・実習課より発表する。
- 3 養成課程の履修を許可された者は、第1年次の年度初めに設ける期間に所定の「介護福祉士養成課程履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

(実習履修願及び実習施設)

第6条 別表に掲げる科目のうち、本学が計画実施する「介護実習Ⅰ」、「介護実習Ⅱ」、「介護実習Ⅲ」、「介護実習Ⅳ」を履修する者は、実習を履修する学年の所定の期間に、それぞれ「介護実習履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

- 2 前項の履修願提出者については、実習施設を配当のうえ結果をそれぞれの実習を履修する学年の年度初めに、教職・実習課より発表する。

(転入学者等の履修制限)

第7条 転入学者、編入学者及び転部者の養成課程の履修は認めない。

(出席時間数)

第8条 指定規則に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2(ただし、介護実習については5分の4)に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

(納入金)

第9条 養成課程の履修を許可された者は、選考結果発表後に設ける期間に履修費を、「介護実習Ⅰ」、「介護実習Ⅱ」、「介護実習Ⅲ」、「介護実習Ⅳ」を履修する場合は、別に定める期間に実習費を、それぞれ授業料その他納入金等に関する規程別表2に示されたとおり経理課に納入しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成6年8月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 第3条の規定については、平成12年度の入学生から適用する。
- 6 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 10 この改正規程の施行に当り、現に第2年次以上に在学中の者については、なお従前の例による。
- 11 第3条第2項の規定については、平成20年度以前の入学者についても適用する。
- 12 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 13 この改正規程の施行に当り、現に第2年次以上に在学中の者については、別表(第3条関係)の適用は、なお従前の例による。
- 14 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 15 この改正規程の施行に当り、現に第2年次以上に在学中の者については、別表(第3条関係)の適用は、なお従前の例による。
- 16 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 17 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 18 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 19 この改正規程の施行に当り、現に第2年次以上に在学中の者については、別表(第3条関係)の適用は、なお従前の例による。
- 20 この改正は、令和4年7月1日から施行する。